

受 注 者 様

吹田市総務部契約検査室長

建設工事における下請負事業者の社会保険加入促進について

本市においては、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を作り、建設産業の持続的な発展に資するため、平成 29 年 4 月 1 日以降に行う建設工事の入札参加資格の認定において、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを認定の要件としています。

それに加えて、平成 30 年 4 月 1 日以降に本市が発注する建設工事について、下記のとおり下請負事業者の社会保険の加入促進に取り組めますので、受注者の皆様におかれましては、下請負事業者の加入状況を把握し、未加入の事業者と契約締結しないようお願いいたします。

記

1 誓約書の提出

平成 30 年 4 月 1 日以降に本市が発注する建設工事において、受注者には、下請契約を行う場合、全ての次数において社会保険に未加入の事業者を下請負事業者としない旨の誓約書を契約時に提出していただきます。

2 誓約書の写しの現場掲示

受注者には、工事施工期間中、提出していただいた誓約書の写しを現場に掲示していただきます。